

令和元年度具体的対応方針のとりまとめに係る考え方

地域医療構想の実現に向けては、平成 29、30 年度の 2 年間で集中的な検討期間として、国から都道府県に対し、各医療機関の 2025 年に持つべき役割や医療機能等に関する方針を取りまとめるとともに、協議が整わない場合には、繰り返し協議を行っていくことが求められ、本県においても、地域医療構想調整会議での協議を経て、昨年度末にこれらの方針を取りまとめたところです。

しかしながら、この取りまとめた結果を全国的にみると、国は現状追認が多く、機能転換等が進んでいないと考え、各医療機関の診療実績を分析し、一定の基準に該当する 424 の公立・公的医療機関等を「再編統合について特に議論が必要な医療機関」と位置づけ公表しました。

これに対して、地方からは、地域により公立・公的医療機関等の果たす役割は異なることから、全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合を推進することは適切ではなく、地域の住民の不信を招いているといった意見が出されています。

本県においても、これまで真剣に検討を重ねてきた地域医療構想調整会議の合意結果が全く反映されていない状況となっていることから、全国知事会等を通じて、地域の実情を十分ふまえ、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重するよう申し入れを行っているところです。

こうしたことをふまえ、以下の方針により令和元年度の具体的対応方針を取りまとめていくこととします。

1 公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針の検証について

公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針の見直しについては、厚生労働省からの通知や詳細なデータの提示を待って対応を検討することとし、調整会議においては、地域の実情をふまえながら、個別の医療機関単位だけではなく、地域全体の医療提供体制の将来像を見据えて協議を行うこととする。

2 令和元年度具体的対応方針について

2025 年度に向けた具体的対応方針については、昨年度、平成 30 年度の対応方針をとりまとめたところであるが、病床ベースでの合意率については、49.3%であるため、病床機能報告等から得られる診療実績データ等を参考に協議を促進し、新たに創設する機能転換に係る補助（回復期機能充実補助、慢性期機能転換補助）や病床規模の適正化にかかる補助の活用も視野に入れつつ、合意率の向上に取り組む。なお、各医療機関の具体的対応方針の変更については、別途、調査を行うこととする。

【2025（令和 7）年に持つべき医療機能ごとの病床数に関する合意の目安】

- ①医療機能ごとに合意することとし、構想区域で過剰となる機能については合意しない。
- ②目安として、病床機能報告が病棟単位であることをふまえ、1病棟 50 床として、各医療機能の構想区域の合計が 50 床未満の場合は誤差の範囲とする。
- ③病床総数については、構想区域単位で 100 床未満は誤差の範囲とし、病床規制を行っている医療圏単位でも過不足を判断する。